

はじめに

- * 国家の政治的变化や改革の本質と基本的性質は、憲法によりもたらされる。ミャンマーでは、これまで3つの国家憲法が存在。
 - * (1) 1947年：ビルマ連邦憲法
 - * (2) 1974年：ビルマ連邦社会主義共和国憲法
 - * (3) 2008年：ミャンマー連邦共和国憲法

2008年のミャンマー連邦共和国憲法は、2008年5月29日の国民投票により採択され公布。2010年11月7日に複数政党制の総選挙が実施され、37の政党から3069名の候補者と82名の個人候補者が各院の議席を争った。Pyidaungsu Hluttaw（ミャンマー連邦議会）は2011年1月31日にネーピードー（Nay Pyi Taw）で開催された第1回連邦議会の第1回通常会期から開始。

議会の構成と会期

- * Pyidaungsu Hluttaw（ミャンマー連邦議会）はミャンマーにおける二院制の立法機関であり、人民代表院（Pyithu Hluttaw）と呼ばれる下院と民族代表院（Amyotha Hluttaw）と呼ばれる上院で構成。
- * 民族代表院の議長および副議長が人民代表院会議の開始日から30カ月の末日まで連邦議会の議長および副議長を務め、人民代表院の議長および副議長が残存期間について同様に連邦議会の議長および副議長を務める。連邦議会の期間は第1回会期の日から5年間。ミャンマー連邦の第1回連邦議会である第1回通常議会は2011年1月31日に開催。以来、6回の通常議会が開催され、最近では2013年5月20日から21日にかけて特別議会が1回開催されている。

人民代表院と民族代表院

- * 人民代表院は440名の議員で構成。この内330名は330の郡から選出された議員（各郡より1名ずつ選出された議員）からなる。残る110名の議員は、法律に基づき国軍最高司令官が指名した国軍軍人からなる。
- * 民族代表院は224名の議員で構成。この内168名は各管区または各州から、それぞれ同数の12名が選出される議員からなる。ミャンマー連邦は7の管区と7の州で構成されている。合計224名の民族代表院議員の内、56名は各管区または州から4名ずつ国軍最高司令官が指名する国軍軍人である。

州議会と管区議会

* 前述の議会とは別に、ミャンマー連邦では各管区または州に管区議会・州議会が存在。管区議会・州議会は各郡から2名ずつ選出される議員で構成される。議員数は管区または州の郡の数に応じて異なる。それぞれの議会において、議員の3分の2は選挙によって選ばれた議員であり、議員の3分の1は国軍最高司令官が指名する国軍軍人である。

連邦議会

* 連邦議会（Pyidaungsu Hluttaw）は国家の最高立法機関である。法律の制定に加え、連邦議会は、国の大統領と2名の副大統領の選出について正式な責任を負う。連邦議会は人民代表院と民族代表院より構成される。連邦議会の最大議員数は664名。人民代表院は人数では優勢だが、両院の権限と地位は同格かつ対等である。

議会委員会の構成

人民代表院と民族代表院の各院には以下の4つの常設委員会を設置され、それぞれ委員長と書記が指名される。

- a) 法案委員会
- b) 会計委員会
- c) 議院権利委員会
- d) 政府による保証、誓約および義務引受審査委員会

議会合同委員会

また同様に、連邦議会は以下の合同委員会を設置。

- a) 合同法案委員会
- b) 合同会計委員会

人民代表院と民族代表院に設置される 拡大委員会と評議会

人民代表院

1. 市民の基本的権利・民主主義・人権委員会
2. 民族問題および国内平和回復委員会
3. 銀行・金融開発委員会
4. 計画・金融発展委員会
5. 農業従事者・若年者問題委員会
6. 國際関係委員会
7. 経済貿易開発委員会
8. 運輸・通信・建設開発委員会
9. スポーツ・文化・広報活動開発委員会
10. 農業・家畜飼育開発委員会
11. 投資・産業開発委員会
12. 資源・環境保全委員会
13. 健康開発委員会
14. 教育開発委員会
15. 司法・法律問題委員会
16. 公務管理委員会
17. 人口・社会開発委員会
18. 改革・近代化監視委員会
19. 海上輸送開発委員会
20. 法の支配・平和安定委員会

人民代表院と民族代表院に設置される 拡大委員会と評議会

民族代表院

1. 民族代表院議員審査委員会
2. 民族問題委員会
3. 市民の基本的権利・民主主義・人権委員会
4. 國家計画委員会
5. 金融・租税委員会
6. 商業委員会
7. 教育・健康・文化委員会
8. 女性・児童問題委員会
9. 公共苦情・請願委員会
10. 國際関係委員会
11. 地方・国外労働者問題委員会
12. 國際非政府組織・非政府組織委員会
13. 鉱物・天然資源委員会
14. ASEAN政治安全保障共同体委員会
15. ASEAN経済共同体委員会
16. ASEAN社会・文化共同体委員会
17. 農業従事者問題委員会

評議会

- * 人民代表院 法律・特別問題査定評議会
- * 民族代表院 財務・法務評議会

委員会の構成および機能

- * 前述の両院の委員会は、それぞれの委員会について各院議員の少なくとも15名の委員より構成。各院の構成が各委員会の構成に反映される。憲法の条項に定める通り、立法府・行政府・司法府の間では抑制と均衡および相互統制が図られている。監視機能は両院にとって中核的な責任である。委員会は、ミャンマー連邦共和国の監視体制を強化し、均衡を維持するため形成されている。これらの委員会は省庁のあらゆる取り組みについて協力・調査・監視を行わなければならない。委員会には、これらの取り組みが現行の法律を順守しているかどうかを詳細に検証する責任がある。ミャンマー連邦と人民に対して最善の説明責任を果たし、行政の効率化を達成するうえで、国家プロジェクトおよび予算の精査は、両院の最も重要な監視機能となっている。

評議会の構成および機能

- * 委員会とは異なり、2つの評議会は各院議員のほかその専門分野において著名かつ十分な経験を有し、委員にふさわしい市民からなる。これらの委員は、各院の承認を得て各議長が指名・任命する。評議会の定数は定められていない。これらの委員は委員会や両院に技術支援や助言を提供するという重要な役割を果たしている。

両院合同委員会の機能

- * 両院合同委員会は連邦議会に対して責任を負う。法案について両院で意見が異なった場合、両院合同委員会を通じて解決が試みられ、解決しなければ法案審議は中断される。

立法府

- * ミャンマー連邦共和国の基本原則は、48条から成る憲法第一章に定められている。
- * 第11条(a)の三権分立に関してー主権の3部門、すなわち立法権、行政権および司法権は、可能な範囲で分離され、それぞれの間で相互の監視および抑制と均衡を図る。

立法府

- * ミャンマー連邦の立法権は、連邦議会、管区議会／州議会の間で分担され、その詳細は憲法別表に記載。別表1は連邦議会のみが立法可能な事項を列挙し、同別表2では管区議会または州議会のみが法律を制定することができる事項を定めている。別表3は自治区域または自治管区の指導機関による立法行為のリストである。
- * 連邦議会は、リストに記載のないあらゆる事項について独占的立法権を有する。管区議会／州議会は連邦議会が権限を有する事項について法律を制定することはできないが、連邦議会は特定の事態の場合には管区／州のリストに記載された事項について法律を制定することができる。つまり、法律制定に関しては、連邦議会が管区議会／州議会に優先するのである。

法案の提出

- * すべての立法上の提案は法案の形式で両院に提出しなければならない。憲法の規定に従い、法案は、連邦議会の人民代表院または民族代表院のいずれかに提出することができる。法案は一般法案と議員立法案に分類される。一般法案は大臣が起草賛同者となり、議員立法案は両院の議員または両院委員会の委員が起草賛同者となる。
- * 通常、提出予定の法案は、所定の手続きに従い、会期開始の（30）日前までに連邦議会事務局に提出される。議長は、合理的な根拠があれば、遅れて提出された法案について検討することができる。
- * 法律に従った法案提出に関しては、憲法の制約に十分に注意すべきである。

第100条

- * 第100条
- (a) 一 憲法の下で組織された連邦レベルの機関は、所定の手続に従い、連邦議会の連邦立法リストに含まれる事項の中で自らが管理する事項に関する法案を提出する権利を有する。
- (b) 一 国家計画、年間予算および租税に関する法案は、連邦政府が独占的に提出することができ、所定の手続に従い、連邦議会において審議され、表決される。
- * 本第100条は、国家計画、年間予算および税に関する3種類の法案を除き、省庁が自らが管理する事項に関して法案を提出する権利を有するとしている。

法案の提出

- * 一般法案を提案するには、関係省庁は、提案による政治的な影響のほか、行政上、財務上、経済的および社会的な影響について調整しなければならない。法律および憲法に関する専門家の意見はミャンマー連邦の法務長官室を通じて得られる。このような精密な調査の後、メモランダムが内閣に提出し承認を得る。その後、提案は法案の形に整えられる。
- * 起草された法案は、ミャンマー連邦法務長官により詳細に精査される。すべての要件を満たすまでには複数回の法案の起草が必要となる場合もある。法案草稿が確定された後、関係省庁から内閣に対して提案が付され、検討・承認される。法案は、内閣の決定を経て連邦議会事務局に提出される。

人民代表院法案委員会の構成および機能

構成

- * 人民代表院の法案委員会は、第1回通常会議である第1回連邦議会中の（2011年3月1日）に、法律により従い委員13名、議長1名および書記1名によって設置された。

人民代表院法案委員会の構成および機能

原則

- * 法案委員会の主要な役割は、人民代表院の議長が委員会に付託した法案の精査である。法案の精査において、委員会は以下の原則に従わなければならない。
 - a) 法案がミャンマー連邦共和国の方針および目的を順守しているか。
 - b) 法案が憲法および現行法を順守しているか。
 - c) 法案がミャンマー連邦および人民の利益を保護することができるか。
 - d) 法案内容がミャンマー連邦の安定と安全に脅威をもたらす可能性があるか。
 - e) 法案がその時点での情勢に合ったものであるか。
 - f) 法案が人民及びその財産の安全に害をもたらす可能性があるか。

人民代表院法案委員会の構成および機能

原則

- g) 法案で使用されている用語と語彙が民族の融和を損なう可能性があるか。
- h) 法案が、ある1つの省庁の他の省庁に対する権利または政府官庁や政府機関の権利に抵触する可能性があるか。
- i) 國際的または地域的な協定や覚書の要件から新たな合意を結ぶ必要がある場合に、それが従前の合意に一致したものであるか、またはミャンマー連邦の主権を損なう可能性があるか。
- j) 政策上の事項に関して、その政策の要素は十分なものであるか。
- k) 規定は実際に適用可能であるか。
- l) 法案が目的を遂行するために十分な条項を備えているか。

人民代表院法案委員会の構成および機能

手続き

- * 法案委員会の作業は、人民代表院が連邦議会から法案を受け取った時点から開始する。法案委員会は、人民代表院のすべての議員に法案文書を適時に配布する責任を負う。該当の大蔵または副大臣は、定められた日に法案を人民代表院での会期において上程する。
- * 上記法案に関し、議会での審議することについて承認が得られた場合、国民からの意見を募るために法案を官報で公示し、法案は法案委員会に付される。承認が得られなかった場合、議長は法案の審議の拒絶を宣言する。この2年半の間、人民代表院において一般法案（政府法案）が拒絶されたことはない。

人民代表院法案委員会の構成および機能

手続き

- * 法案委員会は、議長からの法案の付託を受けて、7日以内に報告書を作成して議長に送付する。時間的制約から、委員会の委員は遅滞なく会議を開催する必要がある。この委員会内部での第1回の会議では、以下の手続きが実施される。
 - a) 法案を独占的に審議することとなる関係議会委員会の招聘
 - b) 必要な質問を行うための関係省庁および機関の招聘
 - c) 審議を行う日程の確定

人民代表院法案委員会の構成および機能

手続き

- * 確定した期日に、上記の委員会の委員、省庁からの出席者、法案委員会委員および法務・特別問題査定評議会委員の間において、この期日でのみ法案が審議される。会議での審議に基づき、必要な修正に向けた法案精査の結果が示される。審議の全体が記録され、人民代表院に提出する報告書が所定の手続に則り、作成される。

人民代表院法案委員会の構成および機能

手続き

- * 会議記録と併せて法案がどのように精査されたか、について報告書を議長に送付する。確定した期日に、法案を起草した省庁は、法案を議会に提出する。法案委員会の報告書および二つの法案の比較文書が、予定された議会会期が始まる前に議会議員に配布される。議会会期中において法案委員会委員が報告書を読み上げ、提出される。その後、議長は議員を招聘して法案の審議を行う。法案の詳細検討または修正を求める議員は、議会の規則および手続きに従い、制限期間内に登録しなければならない。議長は当該事項について審議するための次回議会会期を決定することができる。予定された議会会期において、法案は逐条ごとに詳細に審議され、人民代表院において決議がなされる。

人民代表院法案委員会の構成および機能

手続き

- * 人民代表院で通過した法案は民族代表院に送られ、引き続き審議・決議が行われる。民族代表院は同意・不同意を決議する、または人民代表院の決議に従い修正について同意することができる。法案は民族代表院の決議と併せて人民代表院に戻される。人民代表院が民族代表院の修正付きの法案を承諾した場合、当該法案は連邦議会の議長に送られ、さらなる措置が取られる。人民代表院が同意しない場合、当該法案について連邦議会の決議が取られる。

公布

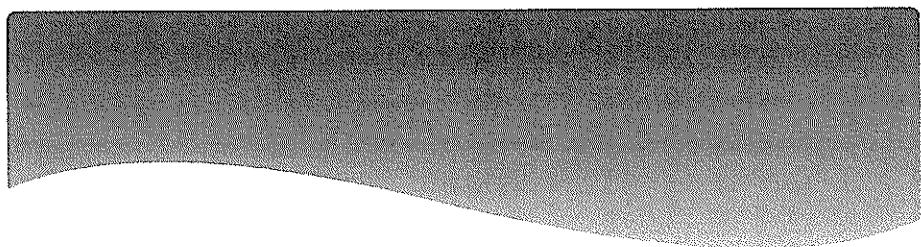
- * 法案が両院を通過するか、または連邦議会において表決された後、法案に対して大統領が承認を与える。大統領は法案の受理から14日以内に法案に署名し、法律として公布する。大統領は規定の期間内に、自らのコメントと共に法案を連邦議会に差し戻し、再審議を求めることができる。連邦議会は大統領のコメントを検討したうえでこれを受け入れ、法案修正のための表決を行うか、または大統領のコメントを受け入れずに法案を7日以内に承認する表決を行うことができる。大統領は、法案を再度受け取った後にこれに署名し、法律として公布する。規定の期間内に大統領により署名されなかった場合、法案は規定の期間の最終日に大統領によって署名されたものとして法律となる。以上が、法案が多くの手続きを経て法律となるまでの過程を示した概略である。

公布

* 人民代表院と民族代表院の両院が設置される前から、我が国には401の現行法が存在している。現行法のいくつかは英國植民地時代からのものであり、現状にそぐわない法律もあれば、民主的な社会の理念に適していないものもある。このような時代遅れの法律は廃止する必要がある。連邦議会ではこれまでに26の法律を廃止し、51の法律を公布してきた。連邦議会は現行法すべてを見直す責任を負っていると同時に、必要な法律は適時に採択されなければならない。連邦議会は非常に大きな役割を担っている。

結論

* 我が国の議会はまだ非常に若く、民主主義の発展は初期の段階にあると言える。2年前、議会が設置された当時はすべてが初めてのことであり、立法についてはほとんど何も知らず、どこからどのように始めるべきかもわからなかった。その一方で、我々に対する国民の期待は非常に大きかった。我々は大きな困難に直面したが、議長の注意深い助言やミャンマー連邦の法務長官室からの技術支援を得て、立法の分野で大きな進展を遂げることができた。道のりを引き返す可能性はなく、ひたすら前進する決意は固い。我々は真の民主主義こそが我が国の発展に向けた重要な基礎をなすものであると信じている。



ご清聴ありがとうございました